

資料4

「二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

今回の条例改正については、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に向け、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずるため、条例改正をするものです。

改正の概要ですが、条例第2条及び第20条において、非常勤職員(会計年度任用職員)の育児休業および部分休業は、現行では1年以上の任用実績がなければ取得できなかったものを、任用が1年未満であっても取得が可能とするものです。

また、条例第24条及び第25条において、妊娠・出産等の申し出があった場合の育児休業に係る周知、研修実施や相談体制等の勤務環境の整備に関する措置等を明文化し加えるものです。